

平成 25 年度の保育所関係事業を紹介します

①平成 25 年度から保育料をさらに軽減します

▼保育料同時入所 2 人目以降無料化事業（新規）

平成 25 年 4 月から同一世帯の就学前児童が保育所に 2 人以上同時に入所する場合、保育料の負担は 1 人目のみとなり、2 人目以降は無料とする保育料同時入所 2 人目以降無料化事業を実施します。

▼町単独で保育料の減額を行っています。（継続）

平成 25 年度の町保育料と国の基準保育料との比較は以下のとおりです。（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3 歳未満児			3 歳以上児			
階層区分	定 義	国基準保育料 (A)	町保育料 (B)	軽減額 (A-B)	国基準保育料 (A)	町保育料 (B)	軽減額 (A-B)	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
第 2 階層	前年度分 町民税区分	町民税非課税世帯	9,000	4,700	4,300	6,000	3,000	3,000
		町民税非課税世帯 で母子世帯等	0	0	0	0	0	0
第 3 階層	前年度分 町民税区分	町民税課税世帯	19,500	13,650	5,850	16,500	11,550	4,950
		町民税課税世帯 で母子世帯等	18,500	8,700	9,800	15,500	7,400	8,100
第 4 階層	前年分 所得税区分	40,000 円未満	30,000	21,000	9,000	27,000	18,900	8,100
第 5 階層		40,000 円以上 103,000 円未満	44,500	31,150	13,350	41,500	29,000	12,500
第 6 階層		103,000 円以上 413,000 円未満	61,000	37,000	24,000	58,000	34,800	23,200
第 7 階層		413,000 円以上 734,000 円未満	80,000	47,000	33,000	77,000	36,770	40,230
第 8 階層		734,000 円以上	104,000	61,100	42,900	101,000	47,800	53,200

※上記の町民税および所得税の課税額については、年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ部分があったものとして再計算した税額です。

▼多子世帯保育料等軽減事業（継続）

第 3 子目以降の児童が入所する場合、町単独で入所児童の年齢制限を撤廃し、階層区分により保育料の軽減を行っています。

階層区分	保育料月額	階層区分	保育料月額
第 2～4 階層	無 料	第 5～8 階層	半 額

▼保育料の軽減（国基準保育料からの軽減）

本町では、町単独による保育料の減額（上記基準額表）、多子世帯保育料等軽減事業と合わせて、4,430万6千円（軽減率 42%）の軽減を行っています。さらに平成 25 年度から保育所同時入所 2 人目以降の保育料を無料にすることで、さらに 992万7千円の軽減を図り、国基準保育料と比較して総額 5,423万3千円（軽減率 52%）の減額を行います。

②保育所英語講師派遣事業を実施します。（新規）

平成 25 年 4 月から幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うために、町内の全保育所を対象に月 1 回の保育所英語講師派遣事業を実施します。